慶弔規程

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という。）の役員および職員の慶弔事に対し、本連盟が支出する慶弔見舞金の基準を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、本連盟の現任の役員（理事・監事）および事務局職員に適用する。ただし、理事会が特に必要と認めた功労者等については、この限りではない。

第 3 条（弔慰金および供花）

本人が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を贈呈する。

- 30,000 円及び生花 1 基

第 4 条（傷病見舞金）

本人が病気または負傷により 1 週間以上の入院を要したときは、以下のとおり見舞金を贈呈する。

- 10,000 円（同一の傷病につき 1 回限りとする）

第 5 条（災害見舞金）

本人の居住する家屋が火災、風水害その他の災害により著しい被害を受けたときは、理事会で協議の上、50,000 円を限度として見舞金を贈呈することができる。

第 6 条（重複の禁止）

2 名以上の役職員が同一の事由によって贈呈の対象となった場合は、慶弔金を重複して支給しない。

第 7 条（手続）

本規程に基づく慶弔事が発生したときは、当該者または代理人が速やかに事務局へ報告し、会長の承認を経て執行するものとする。

第 8 条（加盟校等への適用）

本連盟は、加盟校等に対し、以下のとおり、慶弔の意を表することができる。

- 創立記念（周年事業）等：

 理事会が認めた場合、祝電または生花、もしくは 10,000 円相当の記念品を贈呈する。

- 加盟校等の代表者（部長・監督等）の死亡：

弔電および生花 1 基を贈呈する。香典を出す場合は 10,000 円を上限とする。

第 9 条（特別表彰）

加盟校または登録会員が、国際大会での入賞や社会的に顕著な功績を挙げた場合、理事会の決議により祝金または記念品を贈呈することができる。

第 10 条（特別事項）

本規程に定めのない事項、または特別の事情がある場合は、理事会の決議により決定する。

第 11 条（改定）

本規程の改定については、理事会の決議によらなければならない。

第 12 条（施行期日）

本規程は、2026 年 6 月 27 日から施行する。